

## 北谷町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 12 月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べて高額なのではないかという国民等の厳しい批判がなされているところであり、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組方内容等を明示した取組方針を策定した。

### 1. 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等民間従業員データ

| 区 分               | 公 務 員    |       |                          |                                 |                                    | 民 間 <sup>3</sup>    |          |                      | 参考<br>A / B |
|-------------------|----------|-------|--------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------|----------|----------------------|-------------|
|                   | 平均<br>年齢 | 職員数   | 平均給料<br>月 額 <sup>1</sup> | 平均給与<br>月 額<br>(A) <sup>2</sup> | 平均給与<br>月 額<br>(国ベース) <sup>2</sup> | 対応する<br>民間の<br>類似職種 | 平均<br>年齢 | 平均給与<br>月 額<br>( B ) |             |
| 北谷町               | 51.4     | 11    | 365,500                  | 390,380                         | 385,790                            | -                   | -        | -                    | -           |
| うち調理員             | 50.5     | 9     | 360,800                  | 383,482                         | 381,788                            | 調理士                 | 42.9     | 185,200              | 2.07        |
| うち運転手             | 55.2     | 2     | 386,300                  | 421,418                         | 403,800                            | 営業用<br>バス運転         | 47.8     | 218,500 <sup>4</sup> | 1.92        |
| 沖縄県               | 47.4     | -     | 324,400                  | 370,428                         | -                                  | -                   | -        | -                    | -           |
| 国                 | 48.8     | 5,193 | 287,094                  | -                               | 320,514                            | -                   | -        | -                    | -           |
| 類似団体 <sup>3</sup> | 48.0     | 22    | 286,981                  | 315,880                         | 304,818                            | -                   | -        | -                    | -           |

民間のデータは、平成 19 年 7 月 3 日に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」の沖縄県のものを使用。(厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の平成 16 年～平成 18 年の 3 ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

1 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日における職種ごとの職員の基本給の平均。

2 「平均給与月額(A)」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。また、公務員の平均給与月額(A)及び平均給与月額(国ベース)には賞与は含まれていない。

3 類似団体の職員数は、本町と同類型の町村類型「 - 2 」152 団体の平均

4 営業用バス運転手については、年収額(賞与含む)を12月で除した額である。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

|     | 40歳以下 | 41歳～<br>45歳 | 46歳～<br>50歳 | 51歳～<br>55歳 | 56歳～<br>60歳 | 合計 |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 調理員 | 1     | 2           | 0           | 2           | 4           | 9  |
| 運転手 | 0     | 0           | 0           | 1           | 1           | 2  |
| 合計  | 1     | 2           | 0           | 3           | 5           | 11 |

(3) その他給与に関する事項

給料表

現業職給料表（国家公務員の行政職棒給表（二）に同じ）の5級制を採用

手当

一般職員と同様に該当者へ支給している。

| 手 当 の 名 称               | 内容及び支給単価  | 国の制度との異同 |
|-------------------------|---|----------|
| 扶 養 手 当                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・その他 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合は1人目11,000円</li> <li>・16歳～22歳の子につき5,000円加算</li> </ul>             | 同        |
| 住 居 手 当                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・借家（限度額） 27,000円</li> <li>・持家（取得から5年） 2,500円</li> </ul>  | 同        |
| 通 勤 手 当                 | <p>通勤距離が2km以上でバス・自家用車等を利用している職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス通勤・・・ 運賃額55,000円まで実費支給</li> <li>・自家用車通勤・・・ 距離に応じて2,000円～20,900円支給</li> </ul> | 同        |
| 特 殊 勤 務 手 当             | 圧力容器管理手当 2,000円   | 異        |
| 時 間 外 手 当<br>(夜間・休日を含む) | <p>勤務日 125/100～150/100</p> <p>休日・祝日 125/100～160/100</p>   | 同        |

昇給基準

毎年1月1日に前一年間の勤務成績に応じて4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給。

ただし、平成20年1月1日の昇給については、標準を3号給、55歳を超えるものについては1号給を昇給

## 2．基本的な考え

技能労務職員については、これまで退職者不補充としてきたところであり、今後も退職者不補充を基本とする。

本町においては、技能労務職員の給与が民間事業者と比較して高い水準になっているとおもわれる。今後は職務の性格や内容及び今後の退職者の現状を踏まえつつ、給与等の調査・検討を行うとともに、町民に対して技能労務職員の給与等の情報公開を行う。

## 3．具体的な取り組み内容

平成19年度より勸奨退職による特別昇給を廃止した。

平成19年度に給与構造改革の実施により給与水準を平均1.2%引き下げた。

平成19年度から55歳以上の昇給抑制措置を導入した。

退職者不補充を基本とする。

技能労務職員の職務の性格や内容及び今後の退職者の状況を踏まえつつ、給与等の調査・検討をしていく。

国・県の動向や近隣市町村の推移を見極めながら、手当の精査を行い、必要に応じて見直し等を行う。

人事評価制度の導入を図り、適切な運用に努める。

## 4．その他

- ・ 技能労務職員は退職者不補充を基本としているため退職した後の人員は非常勤職員等によって対応していく。
- ・ 町民に対して技能労務職員等の給与等の情報公開を行っていく。